

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので大きく2つ質問をいたします。

まず1つ目、市の除雪対応と今後の対策について伺います。今シーズン的大雪は積雪深2メートル超えの地域が複数ありました。生活道路の除雪や家屋根の排雪に市民誰もが苦勞されております。今シーズンのような異例の大雪のときこそ、改めて市の雪対策を市民目線で見直す契機にしたいものです。そこで伺います。

1つ目、市の除雪出動基準は、日中が10センチメートル以上、市街地道路は5センチメートル以上、夜間、10センチメートルから15センチメートルの新降雪深となっております。市としてはどこが巡視、パトロールを行っているのか。出動の判断と巡視を怠った際、責任の所在はどうなっているのか、改めて伺います。この冬は雪のトラブルも多く、同報無線でも繰り返し注意喚起をしていましたが、その効果はどのようなものだったのか、また、そのほか行った防止・予防対策はどのようなだったのか伺います。

2つ目、道路管理に際し、とりわけ除雪対策に関して、市は行政区の区長に依存し過ぎではないでしょうか。本来、国、県、市の道路管理に関しては、道路法や施行令に定められております。道路法第42条、これは「道路の維持又は修繕」について書かれております。道路管理者、飛騨市は、「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と規定されております。そして、そのために必要な事項は次の政令で定めております。それは道路法施行令第35条です。「道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。」となっております。このように、市道の管理は市の責任であり、区長が大雪の中、各地域でつじつじをパトロールしたり、雪流しで詰まった側溝や歩道と悪戦苦闘している状況を、市は率先して解決する手だてを取るべきであると思います。飛騨市には、区長の義務、例えば道路管理や除雪の要請のための市への通知義務やその他権利を制約する、つまり、条件を課し、縛る、そのような条例はありません。あるのは行政区の設置条例のみです。よって、道路法第42条の義務を負っているのは飛騨市です、区長ではありません。ここを市は市民にどう説明し、改善するのか伺います。

3つ目に、飛騨市全域で起きている雪害ですけれども、今後は気温の緩みとともに、雪崩の危険性も高まってくるでしょう。道路法施行令には、道路管理者（飛騨市）の危険予知に関する義務などが定められておりますけれども、まず、市として今シーズンの教訓は何であったか、今後の除雪対策にどう生かすかも併せて伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の除雪出動の判断と巡視についてお答えします。除雪出動の判断は除雪業務を受託している各除雪業者が行っております。また、巡視については道路管理者である建設課及

び各振興事務所の所管が随時行っております。除雪出動基準のない不定期除雪路線につきましては、区長や町内会長からの除雪要請があった場合に、現状を確認した上で、市が除雪等の判断をし対応をしております。議員お尋ねの出動判断と巡視の責任については、どちらも市に責任があるものと承知をしております。今冬の雪のトラブルにつきましては、雪下ろしや雪かき時に水路に流した雪が下流で詰まり、水路の水があふれ、道路が水浸しになる被害が多く寄せられました。このような事態を解消するには地域の協力が不可欠であることから、同報無線により、雪の投入を一時中止していただくことや、一気に投入せず、小割りにしていただくことなどの注意喚起を行いました。その結果、雪詰まりの解消作業もスムーズにできるなど、一定の効果があったものと考えております。そのほかに行った防止予防対応としましては、降雪期前に各家庭へのチラシ配布、市ホームページやメール配信、区長会総会での説明等を行い、市民の皆様へのご理解とご協力をお願いしてまいりました。こうした日常の周知を粘り強く積み重ねることも、大変重要なことであると、今回は再認識をしたところです。

2点目の、除雪に当たっての道路法及び道路法施行令の遵守についてお答えいたします。道路法第42条では、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と定められております。道路法第42条の責務を負うのは道路管理者であり、市道については飛騨市がその責務を負うものであり、行政区ではございません。よって、市道の管理につきましては、飛騨市道路パトロール実施要領に基づき、月2回の道路パトロールを実施し、降雪時の道路状況も含め、異常箇所の点検に努めているところです。ご指摘のとおり、今後は雪崩等の危険性も高まってまいります。しかし、飛騨市には数値による交通規制の基準を設けておりませんので、引き続き道路パトロールにより道路のり面の状況を注視するとともに、雪崩等の危険が予想される路線につきましては、注意喚起や事前通行止め等の対応も取れる体制を継続してまいります。

道路管理に際して、行政区の区長に依存し過ぎではないかとお尋ねですが、現在、市が管理する市道延長は全体で1,320路線、553キロメートルと広大な範囲を、限られた職員と財源で細かく点検するには限界があり、地域の皆様との共助に頼らざるを得ないのが現状です。地域住民一人一人から通報や要望を受けることは、取りまとめが煩雑となり、対応の際の地域バランスや公平性を欠くおそれもあるため、行政区長会総会時に、区の代表である区長に毎年お願いし、情報を収集、集約していただいております。例年、各区長には多大なご負担をおかけしていることは承知しておりますが、特に古川町においては、歴史的に区長が雪への対応についての役割を果たしていただいていることもあり、本件については、これまで苦情等はいただいております。今後、区長との連携を密にして、市民サービスの提供や情報共有に努めながら、安全で安心して通行していただける生活道路をしっかりと維持できるよう努めてまいります。

3点目の、今季の教訓を生かした今後の除雪対策についてお答えいたします。今季の除雪費用、最大積雪深は、町村合併後いずれも最大となっているところですが、過去の豪雪時と比べ、地域からの苦情や要請、トラブルは比較的少なかったと認識をしております。これは、区長や町内会長をはじめとした、地域の皆様のご理解とご協力をいただいた結果であったと、大変感謝をしております。また、除雪委託業者の皆様による万全な除雪体制を確保していただいたことや、与え

られた担当路線について責任を持って除雪作業をしていただいたことも、大きな要因であったと思っております。加えて、今回、継続したオペレーターの確保がいかにかに重要であるかについても再認識をしたところです。除雪した雪の排雪場所の確保など、細かい課題も多々ありますので、今後も市内全域の事業者や関係団体等と連携をし、こうした課題解決につきましては、引き続き継続して取り組んでまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず、1番の答弁について再質問いたします。1番、2番、両方に関連しますが、今、森基盤整備部長もおっしゃった道路法の第42条、これに沿えば、見守りが必要なら、例えば委託業者に除雪の要請をしなければならないという義務を市が負うということですが、このことを十分にやられているのかということの疑問が町の方々の声から聞こえてきます。市に電話をすると、区長を通じて除雪の依頼をしてくださいと言われる。では、区長から要請がなければ、除雪はしないのかということなんですね。例えば、区長は昼間働いている方もおられます。皆さん、定年退職をしてご在宅の方ばかりではありません。そういうときに連絡が取れないということもあるそうです。区長も万能ではないわけですね。市民は、地方自治法の第10条、この定めによりまして、誰もが行政の役務、サービスの提供を等しく受ける権利を持っております。そして、その役務の負担、これは納税になりますけれども、その負担を分担する義務も有しています。ならば、地方税の納税義務を負うと同時に、役務、サービスの提供であるこの除雪作業、除雪対策が、住んでいるところの生活道路である市道によって格差があってはなりませんよね。あるいは、区長の都合で除雪できない、されないという不公平もあってはなりません。先ほど森基盤整備部長の答弁から、市民からの通報など、これを取りまとめるのはなかなか煩雑だと。あるいは、市民の苦情、通報を優先すると不公平になることもあるというお話でしたけれども、地方自治法によれば、きちんと市が責任を持って網羅しなければ、そもそもが不公平になるんですけれども、この辺の考え方というのはいかがでしょうか、基本的なことです。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

道路のそういった情報ですけども、道路管理者もしっかり降雪、大雪が降った後は道路パトロールのほうに職員が出ております。まずは幹線道路からパトロールをしていくわけですけども、そういった中で、市の職員のパトロールが間に合わないところは、区のほうから寄せられた情報も聞き取って、対応をしっかりしてやっているということでありまして、区長のほうに各区の方からの情報を取りまとめて、飛驒市へ連絡してもらおうというパイプ役のお願いをしておるところでありまして、決して市がパトロールを怠って、全てを区のほうへ情報提供を押し付けているというようなことではないので、この辺はご理解をいただきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

特に今季は大変な雪でしたので、市としても対応は大変だったというのは本当によく分かります。ですけど、最初に言ったように、温暖化で、去年のような楽なとき、そういうときになかなか雪対策ってきちんと詰まっていけないですね。こういう大変なときにこそ、何に困って、何

が必要なのかということが見えてくるんですし、そういうときにいろいろな対策を練ることができると考えています。ですから、今、森基盤整備部長は、区長はパイプ役ですよ。責任を押し付けているわけではないということだと思いますけれども、それも分かりますが、市民の方々の声を聞きますと、例えば、皆さんが自宅にいつもいるわけではない、同じ町内でも、あるいは同じ市内でも勤め先がちょっと違うところに日中勤めているとなると、本当に目の前で何かそういう雪災害が起きたときに電話を、市にとにかく一報入れたいということだってあるわけですね。そういうときに、「区長さんに取りまとめてもらってください。」のような市の返答ですと、この区長は一体誰だろうと迷うわけですね。そういう事例もあるわけです。そうすると、なんでもかんで全部区長にひも付けなければ除雪というものがスムーズにいかないのかということになりますし、そういう不満は渦巻いていたと思います。先ほどは、こういうトラブルに関して、比較的少なかったということでしたけれども、実際には何件ぐらいあったというのは掴んでおられるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

具体的な件数は今手元に資料がございませんので、何件ということはお答えできませんが、これだけ雪の量が56豪雪、18豪雪の次の3番目くらいの雪の量が今回降ったんですけども、その状況の割には、比較的苦情等の電話も少なかったということは実際感じております。区長を通して苦情を受ける、区長を通さないものは苦情は受けないということではなくて、緊急性の高いもの、すぐに対応しなければならないものについては、区長ではなくても個人的に情報が入れば、市の職員はすぐに現場へ出向きますし、そういった柔軟な対応はするようにする体制は取っておりますので、区長を通して報告とか相談をしていただくという、そういう原則を申し述べたところでございます。

○13番（籠山恵美子）

今の森基盤整備部長の答弁を聞きまして、ほっとされている市民の方が随分おられると思います。本当によかったと思います。ホームページを見ましても、危機管理課のPRだったと思いますけれども、雪の対策支援についてというのを見ましても、区長を通して言ってくださいみたいなことは一言も書いてありませんのでね。ですから、何かあったら危機管理課の何番にというふうなお知らせになっているものですから、大変だと思った市民の方は直接お電話をするということになると思うんですね。そういうような、市民の緊急性をきちんと考慮していただいて、今の森基盤整備部長の答弁はそれに配慮された答弁だと思いますので、よかったかなと思います。

雪の出動基準なんですけれども、先ほど確認したとおりですが、このほかに細かくあるんですね、歩道は積雪深が20センチメートルという基準で市街地の倍の基準ですよ。市街地道路は逆に5センチメートルの積雪深で出動するというふうになっているようですけれども、実はこの歩道について、市民から何とかかいてくれという要望が、今回はたくさんありました。令和4年の今頃、今は亡き谷口元議員が除雪について一般質問されました。そのことを私も思い出して、歩道の20センチメートルを何とか10センチメートルにしてくれないかと、一般質問で彼は訴えておりまして、私もとてもそれに共感して、一般質問の後にそうだよね、そうだよねと2人で話した

ことを思い出しました。当時の谷口元議員の答弁を森基盤整備部長がされておりまして、答弁録を引き出してみましたが、まず、午前7時時点の積雪深がおおむね20センチメートル以上になるとされたときに、歩道もかきますという答弁をされています。その20センチメートルなんですけれども、20センチメートルで切ってきました、この高さですよ。基本的に午前7時の時点で、通勤・通学、特に子供たち、長靴、防寒靴で支障なく歩行できることを前提に除雪を実施していると答弁されています。これは結構な高さで、多分私の顔ほどあると思うんですが、中学生なんかは通学に長靴は履きませんよね。そうすると、防寒靴ではざくっと入ってしまうんですね。森基盤整備部長は、引き続き対応することを考えていくと答弁されておりまして、2年たちました。この歩道の除雪の基準は何とか改善を考えてくださったんでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

検討するということでご回答したと思いますが、この基準は、おおむね20センチメートル以上となることが予想されるときということですので、雪の降り方を見ながら、例えば15センチメートルぐらいのとき、さらに雪が降って20センチメートルを超える恐れがある、そういう場合には出動していただくということで、20センチメートルになって出動するということではないので、そこはご理解をいただきたいと思います。

それから、もう1つ条件がありまして、これは歩行が困難と思われるとき、これは20センチメートルにこだわらず、降り方が今後さらに降り続くようなときには、その数字にこだわらずに出ていただくということをお願いしていきたいと思っておりますので、その辺はさらに改善を考えてまいりたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

いろいろと考慮して検討していただきたいと、ぜひ改善していただきたいと思います。午前7時時点でおおむね20センチメートルということなんですけれども、大体午前7時となると、子供たちも始まっているんですよ。ですから、例えば20センチメートルの基準をなかなかそれまでに歩道にかく人手がない、何とかっていうことであれば、出動する時間を30分繰り上げて、午前6時半から出動する。それだけでも、子供たちが学校に向かう午前7時半ぐらいにはかかっていると思うんですね。こういう時間の検討というのを考えていただけませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

ご指摘いただいたように時間の検討もさせていただきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

重要なのは冬の時期における道路の安全の確保、それと市民の日常生活の保障、それに尽きると思います。そのために欠かせないのが、冬は除雪なんですね。ですから、道路法の根幹、これを握って離さず、市の責任をきちんと握って離さず、市民生活を持続可能にする行政であっていただきたいと思います。万が一、例えば幹線を優先的にかくとすると、市道の中でも住宅地の中にちょっと入り込んでいるような、飛騨市から富山県に向かう道を縦線だとすると、その横線の

市道なんかも後回しになるということがありまして、そこで随分、車で大変な思いをするということもあるようです。いざ、そういうわだちの不具合で車が事故を起こしたときに、大体車の運転手は自損なんかの保険に入っているものですから、市に苦情はいかないかもしれません。ですけども、道路のきちんとした除雪が市の責任でもってやられないために事故になったときに、もしそれが、どなたか訴えた場合には損害賠償の対象になるんですね。そうすると市の責任なんです。ですから、いざというこういう大変なこともきちんと念頭に置いていただいて、除雪は大変ですけど、市民の生活と命がかかっていますので、よろしくお願いします。

次に移ります。2つ目に、第Ⅱ期飛騨市総合政策指針と新年度予算について伺います。先の全員協議会で市の第Ⅱ期総合政策指針が議会に提示されました。令和7年度の予算も、この2期目の総合政策指針初年度に沿ったものと受け止めております。今回は盛りだくさんの政策から、人口減少問題、教育問題、多様性の問題、この3分野に絞って、市長とそれから教育長の見解や具体策を伺います。

まず、1つ目に人口減少先進地飛騨市の今後5年間の具体的な取り組みを伺いたいと思います。人口減少先進地というレッテルをいただいた飛騨市ですけれども、指針にあるグラフのとおり1980年以降、人口は自然減の一途であります。失われた30年とは、政治のゆがみによって損失した経済の負の歴史を言うようですけれども、市はそれに人口の自然減が重なっているわけです。取り返しのつかない痛手ですけれども、未来の作り手である子供たちのための布石は責任を持って打たなければならないと考えます。初めに、持続可能な飛騨市のための積極戦略と適応戦略、これは政策の指針に書いてあるんですけれども、何を指すのか具体的に伺います。

2つ目、教育分野の条件整備、環境整備に特化した最大の問題は何と考えるのか伺います。私はこの最大の問題は教育負担の重圧と考えています。なぜ近年「親ガチャ」などの卑下した言葉が子供たちの間に横行するのか。この親ガチャという言葉、先ほど高原議員にこれは何だと聞かれましたが、子供たちのガチャガチャ、市長は御存じですね、おもちゃのガチャガチャです。100円、あるいは200円入れますと、出てくるものは何が出てくるか分からない。ケースに書いてあるこれが欲しいと思っても、何が出てくるか分からないというものです。つまり、子供たちは親を選べない。こうやって卑下した言葉が子供たちの間で横行しているという現代なんですね。

それを考えたとき、逆にそれを裏返して、その重圧や壁を取り除く最良の方法はといたら、これは義務教育の無償化であります。今、国会でもいろいろ論議されております。今の教育には隠れ教育費というのがたくさんあります。その大きな負担が親ガチャ、親の収入による、親の様々な経済状況による、そういうものの親ガチャを決めてしまうのだといえるのではないのでしょうか。この総合政策指針の5年間でどれだけ無償化に近づく方針なのか伺いたいと思います。また、子供のいじめも含めて、教員の中でのハラスメントはどのように対応しているのか。通報の窓口や保護マニュアルは整備されているのか伺います。

3つ目に、多様性ダイバーシティの問題です。このダイバーシティの実現のため、リーダー養成などに取り組んでいる飛騨市ですけれども、実現までの道のりをどう描いているのか市長に伺います。令和5年にダイバーシティ宣言をしたとはいえ、これは市民一人一人の意識発揚と醸成が不可欠であり、課題が山ほどあると思っています。多様性を認め合うには、まず差別と偏見をなくさなければなりません。私はこの地球で要らない言葉がこの差別と偏見だと思っています。

す。この言葉が死語になるまで何とかしなければと思っています。それを飛騨市がダイバーシティということで、宣言で実現できれば、そのために私は何でもやりたいと思っています。ハラスメントと同じで、無意識の偏見、アンコンシャスバイアスと言うようですけれども、これにも気づかなければなりません。その気づきのない市民が実にたくさんいらっしゃいますが、特効薬はありません。リーダー養成で、5年で50人のリーダーを育てると指針には明記されておりますけれども、いわゆるインフルエンサー的な役割を期待するのでしょうか。飛騨市という町が、このダイバーシティ宣言でどう変わるのか、これは本当に大きなテーマであると考えています。市長、教育長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

総合政策指針に関しましてのお尋ねがございました。1番目と2番目の一部を私から答弁させていただいて、3番目は市民福祉部長から答弁させます。

まず1点目、積極戦略と適応戦略、何を指すのかというお話でございまして、指針の16ページに出てくるところでございまして。この考え方は人口減少をどう捉えるのかということと表裏一体ですので、まずその点を申し上げておきたいと思います。人口減少は少子化で起こるというふうに言われますけれども、要素を分解すると4つの要素から説明ができます。1つは母親となる女性人口の減少、2つ目が未婚率の上昇、3つ目が晩婚化です、4つ目が結婚している夫婦から生まれる子供の数、これを意味する有配偶出生率の減少、この4つで説明ができます。おおむねこの4番目の有配偶出生率だけが2010年代半ば以降の出来事でありまして、直接的にはずっと最初の3つ、母親になる女性人口の減少、未婚率の上昇、それから晩婚化で少子化が進んできたということです。

この中で一番大きな影響があるのが、実は1番の母親となる女性人口の減少でありまして、この数が減少しますと、どれだけ出生率が上がっても子供の数は減少していくということになります。日本全体、飛騨市もそうなんです、1970年代の初頭以降、子供の数が減っておりますので、もちろん女性の数も減っております。したがって、この人口減少が起こることは1970年代にはもう分かっていたということで、分かっていたことが現実になったというふうにはまず捉えなければいけないということです。したがって、この人口の減少は定量的に説明ができるということでございます。何かの気分で説明するものではない、数字で説明ができるということです。実際にこれがどういうインパクトかと言いますと、例えば突然子供の数、出生数が増えて、それが戦後ベビーブーム期並みの子供が生まれる状況が今発生して、それがずっと続いたとして、人口減少が止まるまでには60年かかります。これは現実、現時点においても子供の数は減少していますから、起こり得ないことだというふうには考えられますので、少なくとも、どんなにあがいても向こう100年以上人口の増加を見ることはないというふうに断言ができるということです。そうすると、少子化対策を進めれば人口は増えるとか、課題は解決するということはありません。つまり、人口は減るものだというところから物を考えなければいけないということでもあります。

飛騨市でそうであるように、全国同じように人口減少は起こりますが、高齢化に伴って亡くな

る人の増加と同時に進行いたしますので、この過程においては、高齢者の生活支援とか医療・介護、支え手になる人たちの確保、これが大変難しいという状況が必ず起きます。これは日本全国同じように必ず起きてくることなので、人口減少が減って起こる問題にしっかり対応していこうよというのが適応戦略だということですね。適応戦略に相当する施策としては、飛騨市が弱い立場の方々への支援というふうに取り組んでいる膨大な施策、これがこれにそのまま該当いたします。しかも、この課題というのは次々起こってきて、去年起きていない問題が今年起きるということも当然ありますし、中身も変化します。そうすると、柔軟に対応していかなければいけないので、何か1つやれば向こう10年大丈夫なんてことは起こらない。今年やってもまた来年変えないといけない。これがですね、今の時代の行政に求められていることであるということでありまして、これが適応戦略だということです。

一方で、もう諦めてしまって少子化対策はやらなくていいのかというと、それはそうではない。人口の回復を目指さなくていいのかというと、それもそうでもない。それは、地域の力が落ちていく、日本の国力が落ちていくばかりですから、これは100年後、あるいは150年後、ひょっとすると200年後に効果が現れるとしても、200年後のために今やらなければいけない、こういうことでありまして、私たちが今何かをやってメリットを享受するのではなくて、100年後、200年後の人たちのために今頑張るというのが、我々が今やっている少子化対策ということになります。これは少子化対策だけではなくて、子供たちの育ちとか教育に力を入れていくということも当然ですし、地域の魅力を高めて、あるいは移住定住を促進したり、地域産業の振興をしたり、雇用の創出をする、こうした産業系の戦略・地域づくりの戦略はそのまま将来の世代のためにやっているということでもあります。これが積極戦略ということです。なので、将来を見越して少しでも活力が維持できるように頑張るというのが積極戦略ということになります。

この対策でいきますと、直接的な人口対策という観点も含めて言えば、本市の移住定住対策はこれに当たるということになりますし、この点は全国的にもご評価もいただいておりますし、実績も出てきております。また、今、関係人口という概念があるということで、飛騨市ファンクラブ、ヒダスケ！、これは全国的にも大変モデルとしていただいておりますが、これも直接的な積極戦略だというふうに言えます。そのほかにも、米とかアユとか広葉樹とか薬草とか、いろいろな地域資源を生かした取り組みをやっておりますが、これも地方創生2.0、まさしくそうしたものと相まって、積極戦略に位置づけられるものであろうというふうに思います。

この人口減少、先ほど申し上げたように全国で必ず同じように起こります。したがって、早くから人口減少を経験している地域というのは、それだけ知恵があるということなんです。知恵と工夫ができる、そういう立場にあるということでもありますので、人が増えている増えていると喜んでいるところはこういう知恵は出てこないんです。ですけど、毎日のように課題が出てくるところは本当に七転八起しながら、この知恵と工夫で頑張っているということなんです。そういったところがこれからの日本の最先端地域になるんだという考え方で、私は、飛騨市のことを人口減少先進地だというふうに言っております、この人口減少が先に進んだ地域だからこそ、飛騨市をモデルにしてもらって、人口減少時代を生き抜くヒントを飛騨市が作り出して、そして、ほかの地域にもまねしてもらいたいということでございます。議員から、レッテルをいただいたというご発言がありましたけど、いただいたのではなくて自分で言っているということでご

ざいます。

私、この考え方を岐阜県職員時代に岐阜県長期構想というのをつくったときに気が付きまして、今岐阜県の政策もこの柱ででき上がっております。全国知事会、当時地方創生の提言をしたんですが、その中にもこの趣旨が盛り込まれておりますし、今、地方創生2.0という考え方はまさしくこれを取り入れたということになります。この間、地方創生1.0以降、人口の維持ということに重点を置き過ぎたために、移住を中心とした人の奪い合いになってしまった。これが今の反省点として挙げられておりまして、その点でも、地方創生2.0の中で人口減少を受け止めるんだという考え方を打ち出されたのは、国としても初めてのことであり、飛騨市としても考え方は間違っていないかなというふうに考えておるところでございます。

それから、2番目の教育分野の問題につきまして、義務教育の無償化に指針の5年間でどう近づくんだという点について、私からお答えしておきたいと思います。あとのハラスメント対応については教育長のほうから答弁をいただきます。

結論から申し上げますと、飛騨市の総合政策指針は、義務教育の無償化を直接の目的としているわけではございません。したがって、指針で無償化に近づけるということを政策として考えているわけではないということをあらかじめ申し上げておきたいというふうに思います。議員ご指摘のように、授業料以外に隠れ教育費があるということはもちろん承知をいたしておるわけでありまして、昨年の子育て支援のアンケートでも習い事とか、そういったことも含めていろいろな費用がかかるということは指摘があるわけです。ただ、これを義務教育という範疇の中で完全無償化しようと思えば、大変大きな財源が必要となる。そうした大規模な施策については、国が主導で対応すべきであるというふうに私は考えております。現在、国におきまして、教育負担の軽減に関する議論は、当初予算の編成の中で、国会の中で急激に話がまとまって、最近の与党と日本維新の会の合意の中でも、私立高校の無償化範囲の拡大ということは決着しましたが、合意事項の中身を見ていますと、そのほかにたくさんございまして、議員御持論の給食の無償化もこの中に含まれておるわけです。

ただ、この点につきましては少し懸念をいたしておりまして、これまでも国で決定した政策でありながら、後の制度設計の段階になって地方自治体に過重な負担が生じるというケースがございました。最近のいい例が幼児保育・教育の無償化です。あれは、これで全然タダなんだというふうに思ったら、一定割合地方自治体が負担するんだということで最後決着しているんですね。そのように今回の給食費の無償化もなるのではないかとことを大変懸念をいたしております。実は今週の月曜日に全国市長会の事務局に行ってきたんですが、私、社会文教委員長という役割をいただいているものですから、この問題についてどういうスタンスで臨むかということ社会文教部の職員と議論をしてまいりました。やはり、全国市長会でも同じことを考えておりまして、これはもう必ず最後、基準額を決めて、国が負担するのはここまでよ。あとは自治体でと、こういうふうになってくるのはもう必至である。そうなってくると、全国無償化となっている以上やらざるを得ない。やらざるを得ないと、基準をどこに置くかを決めるのは国の自由ですから、例えば月5,000円なら5,000円要る、でも、国は3,000円しか負担しない。じゃあ2,000円負担を埋められるかということ、それは無償化ではないということになるので、住民の理解が得られないので行政が負担する。こういうことになりかねないということで、ここについては国の議

論にとにかく目を光らせて、仮に義務教育の無償化、給食費の無償化という名の下に地方の負担が生じるようなことがあれば、適切な財源措置をしっかりと講じるように国に強く求めて運動していかなければいけないということを考えておるということでございます。

私からは以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

私からは、子供のいじめ、教員の中でのハラスメント対応及び通報・相談の窓口や保護マニュアルについてのお答えをいたします。

まず、子供のいじめに対しては、いじめ防止対策推進法に基づいて、全ての小学校、中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、対応を進めております。各学校では、人権教育や道徳教育を中心に、いじめや差別を絶対許さない学校づくりを進め、未然防止に努めるとともに、定期的なアンケートや教育相談を行い、早期発見・早期対応に努めております。児童生徒や保護者からの相談窓口は主に学校が担っていますが、飛騨市教育委員会学校教育課内にも相談窓口を設け、相談しやすい体制を整えております。

次に、教職員の中でのハラスメントに対しては、飛騨市教育委員会が職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針を策定し、ハラスメントの防止と排除に必要な対策を講じております。管理職、教職員それぞれを対象としたハラスメント防止研修を定期的実施し、未然防止に努めるとともに、学校教育課内に職場環境に関する相談窓口を設置し、ハラスメントが疑われる行為に迅速に対応できる体制を整えております。相談があった場合には、指針に従って教育委員会が責任を持って対応します。実際、これまでも相談があり、状況を聞き取り、対応したこともあります。今後もこうした取り組みを通して、児童生徒はもちろん教職員も安心して通うことができる学校づくりを進めてまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

私からは、3つ目のダイバーシティ社会の実現についてお答えします。飛騨市では、ダイバーシティのまちづくりの実現に向け、令和5年度末にダイバーシティ宣言を策定し、今年度からその理念を広め、意識の定着を図るため、ダイバーシティ推進委員会を中心に普及啓発活動に取り組んでいるところです。今年度の主な取り組み内容としては、令和6年5月にキックオフイベントとして「一人ひとりの人権が尊重される社会」と題して講演会を開催。8月には人権啓発映画「梅切らぬバカ」上映会及び市内在住の外国人との文化交流会の開催、10月には推進員の企画・立案によるダイバーシティに関する川柳交流会を開催しました。また、企業や団体に対して、ダイバーシティ宣言への賛同の呼びかけも行っており、今日までに54の企業・団体様からご

賛同いただいております。令和7年度からは、講座や研修会を毎年3回程度開催し、受講者をダイバーシティ推進リーダー、これは仮称でございますけども、として認定、ダイバーシティの考え方を一人でも多くの方につないでいただきたいと考えております。

人の意識を変えるというのは、そう簡単なことではありません。何かを決めたら変わるということではないので、粘り強くそういう町であるということが浸透していくような取り組みを継続して実施していくことに尽きると思います。こうやったから、すぐこうなるということはない、非常に息の長い話だということです。議員のおっしゃるとおり、特効薬はございませんが、少しずつダイバーシティの考え方を市民に浸透させ、市全体が優しい気持ちにあふれた住みやすい町になっていくよう、今後も市全体でダイバーシティのまちづくりに取り組んでまいります。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

1つ目の人口減少の問題で、市長の考え方というのは十分にお聞きしました。なかなか私も人口減少を早期に解決しようとは思えないんですね。時間のかかる問題だなと思っています。ただ、持続可能な飛騨市ということであると、今将来に向かって、100年、200年のために私たちがやることはあります。子供の育ちや教育について将来を見越してやることは、大人にはたくさんありますけれども、今を生きている老若男女、子供からお年寄りまで、2万何千人がしかの飛騨市民も同時に幸福にしなければならない、幸福でなければならない。それでウェルビーングということになるんでしょうけれども、そのことに力を入れるということが、おのずと何か、それが効果と相まっていくのかなという感じはします。具体的に何をすれば子供が増えるよということもないだろうと、私もそれは同じように思います。ただ、これまでの飛騨市の取り組みを見ますと、最近インターネットで確認しましたが、飛騨市は「2025版住みたい田舎ベストランキング」、これで全国10位になっておりました。それから「2023年街の幸福度 自治体ランキング」これは東海で第6位という評価をいただいているということもありまして、こういう評価は今までなかったです。ですから、これまでやって積み上げてきたものがこういう成果になっているんだろうと、これは率直に評価したいと思います。

なかなか難しいんですけれども、例えば最近あった私事ですけれども、新聞に我が町のことを書いてくださいという依頼がありまして、飛騨市のことを書いたんですけれども、とにかく人口減少のことも書きましたし、でも一方では、先ほど市長がおっしゃった移住定住促進策、これに力を入れて、入れたその成果か移住の方も増えているし、その方々がまたこの町で力になっているわけですね。林業に従事されたり、有機農業を一生懸命やっていたりという、そういうことになって、それが学校給食の有機食材の供給にも結びついて大きな原動力になっているということを書いたんですね。そうしたら電話とお手紙がありまして、東京の95歳のおばあちゃんでしたが、感動しましたと言って、私の電話を聞き回って、電話がかかってくる、「私は思うようにLINEとかできませんからお手紙を書きます。」と手紙も来ました。その中身がもう事ほどさように人口減ということに嘆かずに、移住された方とも1つの町をつくっていくと。しかも、そこにはダイバーシティ、それからゼロカーボンシティ宣言、こういうものに行政と市民が共同で今取り組んでいるということも最後に書いたものですから。なんてすばらしいと、一度行ってみたいけれども95歳だから無理かもしれませんということでしたが、お祭りにぜひ来て

くださいと励ましたんですけれども、こういうぼつぼつとした芽吹きと言うんですかね、そういうものが自分たちでは、ここにずっと住んでいると気がつかないけれども、今いる市民で、みんなで差別や偏見をなくして住みやすい町にしようと、そういう意気込みで真面目に生活していれば、それが外からの評価につながっていくし、それで、じゃあ住んでみようと移住される方もぼつぼつと増えているということだろうと思いますので、そういう粘り強い地道な市民運動とか活動で飛騨市が盛り上がっていけばいいなと思います。

それで、学校教育の中のハラスメントへの対応なんですけれども、今、教育長に答弁をしていただきました。一番気になるのは子供のいじめでもそうですし、教員のハラスメント、保護者との関係の問題もあるでしょうし、いろいろご苦労も多いと思いますけれども、その相談窓口がどちらも学校内なんですよね。これが、例えば学校内の相談窓口はどのようなメンバーというか顔ぶれで相談を受けるのか、その辺りで言いにくさが、教員なんか特にですけど言いにくさがあったときにどんなふうな対応されるのか。例えば、飛騨市の職員のハラスメントの規定というものができていまして、それを読みましたが、被害者、加害者という言葉は書いてありませんけれども、利害関係者ですね、利害関係者がその相談窓口にいるほしくないと思ったら、それを外すということの配慮も市の職員のハラスメント防止の対策にはちゃんと書かれてありました。教員にしてみたらだと思いませんか、学校の先生も人間ですから。そういうときに、第三者的な窓口を、相談体制がつかれるのかどうか、ちょっと心配なんですけど、これは準備されているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

職員のハラスメントについての相談窓口ということでお答えいたしますけれども、先ほど答弁の中でも、1つは市の教育委員会の学校教育課内ということで、学校教育課長、課長補佐、あるいは係長、それぞれ男性、女性もおりますので、話しやすい者に相談するということになります。もう1つは外の相談窓口ということで、岐阜県教育委員会に関することですけれども、出先の飛騨教育事務所の学校職員課へ直接当事者が相談すること、あるいは岐阜県教育委員会の教育管理課内にあります専用相談窓口のほうにも電話、メール等で相談することもできます。もう1つは、岐阜県の教育委員会のほうで外部相談窓口ということで、法律事務所のほうに相談をできることについても指針の中で職員に周知しておりますので、そういう形で、より相談できる場をつくり、また、安心して相談できる環境を整えているところでございます。

○13番（籠山恵美子）

安心しました。今インターネットの中では、SNSの中では兵庫県知事の選挙に絡んだ大変なこと、百条委員会なんかも開かれて結論が出たようですけれども、そういうのを見ますと、第三者のそういう委員会もどう設定するかでいろいろ揉めているとなかなか言いにくいですが、法律の専門家、今おっしゃったので安心しましたけど、法律事務所にも関わってくださることなので、そういうことで安心して相談できるということが大事だと思いますし、それをちゃんと先生方、あるいは保護者の皆さんにもきちんと周知をしてもらうということがとても大事だと思います。

私のところに今2件、3件、こういうハラスメント絡みの相談が入ってきています。私は議員ですから、相談活動をしているとはいえ第三者なんですよ。私に訴えてくるということは外部通報なんですよ。そうすると、私はどうしたらいいのか。私が解決できるわけではないので、ほかの議員さんもそうかもしれません、相談を受けることが多いと思いますよ。そういうときに、きちんと手だてが取れて、正しい解決をする、議員はそれのつなぎ役だと私は思っているんです。ですからそういうことで、市役所の職員の方々の窓口にも、それから教育委員会のほうの窓口にもそういうのがきちんとあれば幾らでもつなぎますし、そして、正しく解決をしていただくということが大事だなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

ダイバーシティの問題は本当に野村市民福祉部長のおっしゃるとおりです。私たちは経験しまして、コロナ禍のときにね、最初はみんなびりびりして、しーんなんていう感じでしたけれども、ポスターができて、やさしいまちづくりということで成功しまして、しまいには新型コロナウイルス感染症になってしまったよなんて平気で言うことになりましたよね。そういうようなことができるので、是非ともそういう感じでいい町をつくっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕